

平成25年度

甌島航路支援事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	商工観光部 企業・港振興課		担当者	有馬 芳孝		
根拠法令等	商工観光部関係補助金等交付要綱					
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業		<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理	
政策	都市力を創出するまちづくり		施策	道路・交通ネットワークの整備		
			小施策	交通サービスの強化		
一体化躍動プラン	都市力創出プロジェクト					
重点施策	社会基盤の整備による利便性の高い都市づくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	商工費	項	商工費	目	商工振興費
	事項	甌島航路事業費		細事項	甌島航路事業費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	①甌島商船株が、フェリーニューこしきのドック期間中に貨物船を備船して日常物資を輸送する事業に補助金を交付し、甌島地域の住民の生活の安定及び産業の振興を図るもの ②甌島航路においては、本土バス路線等に比べて運賃が割高となっており、甌島島民の交通費負担を軽減するため、国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づき、甌島航路確保維持改善協議会(国、県、市、運航事業者、住民代表で構成)により運賃の割引率を決定し、甌島島民限定で割引するもの				
	対象(誰を、何を対象とする事業か)	①甌島商船株 ②甌島に住民登録のある市民				
	手段(市がどのような活動をするか)	補助金を支出する。				
	意図(どのような目的で事業を行うか)	①フェリーのドック期間中に貨物船を備船し、日常生活物資等の円滑な輸送を行い、甌島島民の生活の安定を図るため ②甌島島民の交通費負担の軽減				
	事業開始年度	①平成21年度～ ②平成24年～				
	活動指標	指標名		目標値	目標年度	
	成果指標	補助金の交付件数		—	—	
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	3,200	3,825	4,600	5,400	6,300
	補助金	3,200	3,825	4,600	5,400	6,300
	甌島航路フェリー代船補助金	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	甌島航路甌島発運賃割引補助金	0	625	1,400	2,200	3,100
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	3,200	3,825	4,600	5,400	6,300
	要員配置状況	0.02	0.11	0.11	0.11	0.11
職員	0.02	0.11	0.11	0.11	0.11	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	1件	2件	2件	2件	2件	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等	特になし。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) ① 甌島への貨物輸送は通常は甌島商船(株)のフェリーで行われているが、毎年、船舶安全法に基づく船舶検査のため、ドックへの入渠が義務づけられており、ドック時は代船として貨物船の備船が必要となる。甌島への生活物資の安定的な輸送の必要性和運航事業者の経営状況を考慮すると、行政からの支援(補助金支出)により代船(貨物船)を確保することが必要であることから、対象・手段の妥当性がある。 ② 国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づき、本土バス路線等の運賃を下限に、甌島航路確保維持改善協議会(国、県、市、運航事業者、住民代表で構成)により運賃の割引率を決定・補助しており、対象・手段の妥当性がある。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) ① 本事業では、備船料及び荷役作業等に係る経費が貨物売上を上回り、欠損が見込まれることから、市が関与すべき妥当性がある。 ② 甌島島民の交通費負担軽減を目的で実施しており、国・県も補助していることから、市が関与すべき妥当性がある。
	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) ① 甌島では人口減少が進んでいることから、貨物量が増加する見込みがなく、欠損額が減少する見込みはないことから事業費の削減余地はない。 ② 本土バス路線等と比較すると、甌島航路の運賃は割高であり、削減の余地はない。
効率性	要員配置の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) ① 本事業に係る要員の作業は、補助金申請の事務処理だけであることから、削減の余地はない。 ② 甌島航路確保維持改善協議会の事務局を市が担っており、削減の余地はない。
	成果の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) ① 本事業の実施により、甌島島民への生活物資の輸送をドック期間中でも安定して行うことができていることから、達成度はかなり高い。 ② 本事業の実施により、甌島島民の交通費負担の軽減が図られており、達成度はかなり高い。
有効性	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) ① 甌島では人口減少が進み、貨物量が増加する見込みがないことから、成果の向上余地はない。 ② 割引後の運賃でも本土バス路線等と比較するとまだ割高であり、成果向上の余地があると考えられる。
	4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action) 今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
内部評価(一次)結果	上記方向の理由 ① 本事業を実施しなければ、甌島への輸送手段がなくなり、甌島島民の生活安定及び産業の振興を図ることができないことから、現状のまま継続したい。 ② 本土と甌島とを結ぶ唯一の航路であり、本土バス路線等と比較すると、甌島航路の運賃は、現行の割引率を適用しても割高であり、甌島島民の交通費負担軽減のためには更なる拡充が必要である。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ① 国庫補助航路におけるフェリードック時の代船への補助対象船種の拡充について、国・県に要望する。 ② 「高速船 甌島」の就航に併せて、甌島航路確保維持改善協議会へ割引率拡充を提案する予定である。
外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
結果	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	商工観光部 企業・港振興課		担当者	有馬 芳孝				
事務事業名	甌島航路支援事業							
根拠法令	商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	3,200千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	3,200千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	貨物輸送（個数）			—	—			
成果指標②	貨物輸送（トン数）			—	—			
補助対象者	甌島商船株							
補助対象経費	フェリー代船に係る貨物船の借上げ及び運航に係る経費、荷役作業に係る経費、その他事業の実施に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	甌島航路のフェリーニューこしきは、船舶安全法の規定に基づく船舶検査が義務付けられており、例年2月上旬から2週間程度、ドックに入渠する。フェリーのドック期間は、甌島島民へ日常生活物資等を円滑に輸送し、甌島島民の生活安定及び産業の振興を図るため、貨物船の備船が必要不可欠となる。貨物船の備船時は、備船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り欠損が見込まれることから、甌島商船株へ補助金を交付して本事業を実施する。なお、本事業は、甌島島民への生活物資の輸送を行う事業であるが、貨物船の発着場所となるいちき串木野市とも協議が行われ、持株割合（4：1）により両市で負担している。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内 3,200,000円（平成24年度実績）							
補助金額又は補助率の積算方法	フェリー代船事業に係る貨物船の備船料及び荷役作業に係る経費等から貨物売上を差し引いた欠損額について、甌島商船株の持株割合に応じて、本市（40%）といちき串木野市（10%）が負担する。							
補助を受ける 過去3カ年の事業（団体）等の 決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	7,389,786	67.2%	6,743,753	67.8%	6,127,086	65.6%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	6,489,786	59.0%	5,943,753	59.7%	5,327,086	57.0%
		寄付金・その他助成	900,000	8.2%	800,000	8.0%	800,000	8.6%
		市補助金	3,600,000	32.8%	3,200,000	32.2%	3,200,000	34.2%
			1,577	0.0%	6,438	0.1%	16,235	0.2%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	10,991,363	100.0%	9,950,191	100.0%	9,343,321	100.0%	
	支出	事業費	10,991,363	100.0%	9,950,191	100.0%	9,343,321	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%	
計	10,991,363	100.0%	9,950,191	100.0%	9,343,321	100.0%		
支出計/前年度支出計			90.5%		93.9%			
自己資金/前年度自己資金			91.3%		90.9%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	15,167個		12,206個		11,914個			
成果指標の推移②	1,014.45トン		938.025トン		847.125トン			
特記すべき事項等	①なし ②なし ③なし ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業により、ドック期間中でも甑島島民に生活物資が届けられ、不特定多数の島民の生活の安定化及び産業振興が図られていることから、公益性が認められる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当する。 甑島への貨物輸送は通常はフェリーで行われているが、毎年、船舶安全法に基づく船舶検査のため、ドックへの入渠が義務づけられており、ドック時は貨物船の傭船が必要となる。甑島への生活物資の安定的な輸送の必要性と運航事業者の経営状況を考慮すると、行政からの支援が必要であると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	本事業により、甑島島民への生活物資の輸送をドック期間中でも安定して行うことができ、適切な効果を生じている。また、甑島島民の生活を守るために必要不可欠な事業であり、甑島島民のニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本事業は、傭船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り欠損が見込まれるが、航路運航事業者は甑島商船㈱であることから、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	本事業による欠損額を、本市といちき串木野市が甑島商船㈱の持株割合に応じて補填し、甑島島民の生活安定及び産業の振興を図るための補助であり、妥当性を欠くものではない
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	本事業は、傭船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り、欠損が生じることが明らかであるが、傭船料の低減等に努めることにより固定的な補助と見込まれないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	甑島商船㈱は、甑島島民の生活航路の安定的な維持確保に取り組んでいることから、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本事業では、貨物船の傭船料及び荷役作業に係る経費等が貨物売上を上回り、欠損が見込まれるが、甑島島民の生活安定のために行うものであり、補助金交付は最も妥当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は交付要領により明確に規定されており、公費を充てることは著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次) 結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 本事業を実施しなければ、甑島への輸送手段がなくなり、甑島島民の生活安定及び産業の振興を図ることができないことから、現状のまま継続したい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 国庫補助航路におけるフェリードック時の代船への補助対象船種の拡充について、国・県に要望する。

甌島航路フェリー代船事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱（平成22年薩摩川内市告示第138号）第2条の表に掲げる甌島航路フェリー代船事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌島航路フェリー代船事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 事業計画書の内容が、フェリーニューこしきのドック入渠期間中の日常生活物資等の円滑な輸送に資するものであること。

(2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 甌島航路フェリー代船事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 甌島航路フェリー代船事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

(1) 船舶の借上げ及び運航に係る経費

(2) 荷役作業に係る経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、甌島航路フェリー代船輸送事業の実施に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年ドック入渠期間の前日までとする。

(交付の基準)

第6条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該航路事業者が当該補助事業等を実施する年度の決算において、損益計算書の当期利益等に、利益が計上されている場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該申請者に甌島航路フェリー代船事業補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 甌島航路フェリー代船事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が

自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 甌島航路フェリー代船事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果
をいう。）は、代船の輸送量を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第9条 甌島航路フェリー代船事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市
の航路行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工政策部長が別に定
める。

附 則

1 この要領は、平成22年1月27日から施行する。

2 甌島航路フェリー代船事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直
しについては、平成23年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成
24年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	商工観光部 企業・港振興課		担当者	有馬 芳孝				
事務事業名	甌島航路支援事業							
根拠法令	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助)							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	1,400 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	1,400 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	利用者数(平成24年度実績から目標値を設定した)			55,000人	平成27年度			
成果指標②	—			—	—			
補助対象者	甌島商船(株)							
補助対象経費	甌島航路運賃の地域公共交通確保維持改善事業に基づく割引単価							
補助対象事業・活動の内容	甌島航路においては、本土バス路線等に比べて運賃が割高となっており、甌島島民の交通費負担を軽減するため、国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づき、甌島航路確保維持改善協議会(国、県、市、運航事業者、住民代表で構成)により運賃の割引率を決定し、甌島島民限定で割引するもの。 割引率:復路2割引(島発往復切符購入時) 補助割合:国=1/2、県=1/4、市=1/4							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内							
補助金額又は補助率の積算方法	甌島航路確保維持改善協議会(国、県、市、運航事業者、住民代表で構成)により割引率を決定し、国・県・市が定められた補助割合により負担する。							
補助を 過去3カ 年の事業 (団体) 等の 決算状 況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		0	0.0%
		会費収入						0.0%
		事業収入						0.0%
		寄付金・その他助成						0.0%
		市補助金					624,602	25.0%
		国・県補助金 (前年度繰越金)					1,873,807	75.0%
		計	0		0		2,498,409	100.0%
	支出	事業費					2,498,410	100.0%
		人件費						0.0%
		その他事務費						0.0%
								0.0%
								0.0%
		(翌年度繰越金)						0.0%
		計	0		0		2,498,410	100.0%
	支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金	0.0%							
交付件数	1件							
成果指標の推移①	11,162人							
成果指標の推移②	—							
特記すべき事項等	①なし ②なし ③なし ④なし ⑤なし ⑥なし ⑦なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業により不特定多数の甌島島民の交通費負担が軽減されることから、公益性が認められる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当する。 甌島航路においては、本土バス路線等と比較して運賃が割高であり、市からの補助が必要であると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	割引分を補助することで、甌島島民の交通費負担軽減につながっていることから、市民ニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	甌島島民の交通費負担軽減を目的で実施しており、行政以外の者で実施できる者は存在しない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	本土バス路線等の運賃を下限に、甌島航路確保維持改善協議会(国、県、市、運航事業者、住民代表で構成)により割引率を決定しており、妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	甌島島民の交通費負担軽減を目的に実施しており、自助努力との関係はないと認められる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	本土と甌島とを結ぶ唯一の航路であり、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	甌島島民の交通費負担軽減を目的に実施しており、割引分を運航事業者へ補助金を交付することが妥当な手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は明確に規定されており、公費を充てることは妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次) 結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小
	上記方向の理由 本土バス路線等と比較すると、甌島航路の運賃は、現行の割引率を適用しても割高であり、甌島島民の交通費負担軽減のためには更なる拡充が必要である。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 「高速船 甌島」の就航に併せて、甌島航路確保維持改善協議会へ割引率拡充を提案する予定である。

甌島航路甌島発運賃割引補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成22年薩摩川内市告示第138号）第2条の表に掲げる甌島航路甌島発運賃割引補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者の要件)

第2条 補助金の交付対象者は、地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）第27条第1項に規定する、甌島航路における海上運送法第3条の許可を受けた運航事業者（以下「運航事業者」という。）とする。

2 運航事業者は、住民基本台帳法第5条に基づく住民基本台帳の記録が、本市里町・上甌町・下甌町・鹿島町のいずれかにある者（以下「甌島市民」という。）について、甌島航路を往復乗船した場合、復路便の運賃割引を行い、甌島市民の経済的な負担軽減を図るものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金は、予算の定めるところにより、運航事業者に対して予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
補助金の交付を受けようとする会計年度（以下「当該年度」という。）の前年10月1日から本年9月30日までの1年間において、国庫補助金交付要綱第30条第3項に規定する航路運賃と協議会で決定された運賃の差額に、離島住民の利用人員を乗じて得た額	4分の1以内

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条の市長が別に指定する日は、当該年度の11月30日までとし、市長が必要と認める書類として、国庫補助金交付要綱に基づく離島住民運賃割引実績報告書を添付することとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付決定は、運航事業者が第2条の要件を満たさない場合は、

これを行わない。

(実績報告)

第6条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業の必要性、効果等について、運航事業者が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助対象事業者の責務)

第7条 補助金の交付を受けた運航事業者は、本市の航路行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度においては、平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6ヶ月間とする。
- 3 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成26年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成27年度において所要の措置を講ずるものとする。